

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	13	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設		
要望内容 (概要)	<p>＜現行制度＞ 政府の補助（※1）を受けて取得された太陽光発電設備（同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連携用保護装置を含む。）について新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の2／3に軽減する。（※1）新エネルギー等事業者支援対策費に係る補助</p> <p>＜要望内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象設備を「政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備」から「再生可能エネルギー発電設備」に変更する。 ② 特例措置の内容を固定資産税の課税標準を「最初の3年間2／3に軽減する。」から「最初の3年間減免する。」に変更する。 		
関係条文	地方税法附則第15条第45項、同法施行規則附則第6条第74項、75項		
減収見込額	(初年度) 一 (▲146) (平年度) ▲1,065 (▲124) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 非化石エネルギーの開発・利用の促進やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 エネルギー供給構造が脆弱な我が国において、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化の防止、新規産業創出等の観点から、再生可能エネルギーの導入を促進することの意義は極めて大きい。政府はエネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）において、「2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを目指す。」と掲げており、再生可能エネルギー全体について大幅な導入拡大を図ることが求められている。</p> <p>これまで太陽光発電設備については、導入初期の一定の負担を軽減することができるよう、固定資産税を3年間2／3に減免しているところ。</p> <p>しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギー安定供給の確保のためには、再生可能エネルギー全体について抜本的な措置を講じ加速的な導入拡大を図ることが求められている。</p> <p>また、平成23年5月に開催されたG8 ドーヴィル・サミットでの総理発言「発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む。」にもあるとおり、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、総理から強い決意が表明されたところ。</p> <p>そこで、再生可能エネルギー発電設備を対象に新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税を免除することとする。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）において、「一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを目指す。」と記載。 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月26日成立）附帯決議において、「再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、税制上の措置等を速やかに検討すること」と記載。
	政策の達成目標	○長期エネルギー需給見通し 新エネルギーについては、2020年度までに、2,455万kI（原油換算）、2030年度までに3,213万kI（原油換算）導入することを目指す。 ○エネルギー基本計画 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを目指す。 ○G8 ドーヴィル・サミット総理発言 発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む。
合理性	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	適用期間：平成24年4月1日～平成26年3月31日までの2年間
	同上の期間中の達成目標	新エネルギーについては、2020年度までに、2,455万kI（原油換算）、2030年度までに3,213万kI（原油換算）導入することを目指す。 また、再生可能エネルギーについては、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすること及び発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む。 太陽光発電設備については、導入量が平成32（2020）年に平成17（2005）年度比で20倍になることを目指し、平均で年20%程度の拡大を維持する。
	政策目標の達成状況	新エネルギー導入量の推移（原油換算：万kI、目標：2020年度 2,455万kI） 2005年度 1,160万kI 2006年度 1,262万kI 2007年度 1,293万kI 2008年度 1,307万kI 2009年度 1,282万kI 太陽光発電導入量の推移（発電出力：kW、目標：2020年度 2,865万kW） 2005年度 142.2万kW 2006年度 170.9万kW 2007年度 191.9万kW 2008年度 214.4万kW 2009年度 262.7万kW
有効性	要望の措置の適用見込み	現行制度の拡充により、適用期間内における本措置の適用件数は、319件見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本税制措置により、適用期間内に319件の再生可能エネルギー利用設備に対する投資が促される。これらの設備投資に対する経済波及効果は939億円、雇用創出効果は4,061人、付加価値増大効果は373億円と推計され、減収見込額11億円を上回る効果が生じると見込まれる。 また、これらの設備が稼働することにより、年間で2.2億kWhの電力量を確保することができ、これは家庭に換算すると6.2万世帯で使用される電力量に相当し、地域経済の維持に欠かすことのできない電力を相当程度賄うことができる。

	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（国税）
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	<p>○予算措置 ・農山漁村再生可能エネルギー導入事業</p> <p>○財政投融資 ・環境・エネルギー対策貸付</p>
相 當 性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	<p>固定資産税の課税標準特例は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するもの。他の支援措置と比較して、設備取得者があまねく恩恵を受けることができ、すり野の広い支援措置であることが特徴。他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○予算措置（農山漁村再生可能エネルギー導入事業） 農山漁村における再生可能エネルギーの具体的な導入可能性の明確化と農林漁業者等の参画を得た活用モデルの構築及び小水力等発電設備の導入に対して支援。</p> <p>○財政投融資（日本政策金融公庫） 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、低利融資を行うことで、太陽光発電等の導入に必要な資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図ることにより、イニシャル面及びランニング面で支援。</p>
	要望の措置の 妥当性	<p>再生可能エネルギーは、経済性や自然条件等における制約から普及が十分に進んでおらず価格が高いのが特徴。そのため、導入当初は資産額が大きく、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが設置者の負担となっている。したがって、導入当初の固定資産税について、軽減措置を講ずることによって設置者のキャッシュフローが改善され、投資判断に大きく影響を与えることとなる。</p> <p>また、東日本大震災の影響による電力需給逼迫を改善するための供給面の対策として、再生可能エネルギーの導入拡大は必要不可欠であり、総理からも平成23年5月に開催されたG8ドーヴィル・サミットにおいて、「発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む。」と強い決意が表明されたところ。</p> <p>なお、上記の課題を解決するためには、地方自治体の協力が必要不可欠である。経済産業省が実施したアンケート調査（平成23年8月実施）によると、再生可能エネルギー利用設備の導入拡大の必要性について、「導入拡大が必要で、国の施策に関連付けて市町村自らの施策の強化を検討したい」といった回答を示す地方自治体が約半数を占めている。また、再生可能エネルギーの導入拡大を図る理由としては、「地域資源活用」及び「エネルギーの供給力確保」といった回答を示す地方自治体が約半数を占めている。</p> <p>したがって、地方自治体においても再生可能エネルギー導入拡大の必要性が認識されているところであり、地方自治体の協力を得るために、まず国による積極的な施策投入があって初めて地方自治体による施策が誘導されるものと思慮される。また、本措置は価格の高い再生可能エネルギー利用設備を積極的に導入しようとする事業者に対する支援があるので、課税の公平原則に照らし必要最小限の特例措置となっている。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	<p>太陽光発電設備に係る課税標準の特例措置は平成21年度税制改正で措置されたため、実際に固定資産税の軽減措置が受けられるのは平成22年からであり、適用実績は平成22年435件、平成23年383件と見込まれる。</p> <p>なお、当該税制措置の適用条件である新エネルギー等事業者支援対策補助金は、平成23年度から新規採択を廃止しているため、平成24年以降は新規の税制措置適用者は発生しない。</p>
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>本税制措置により、適用期間内に319件の再生可能エネルギー利用設備に対する投資が促される。これらの設備投資に対する経済波及効果は939億円、雇用創出効果は4,061人、付加価値増大効果は373億円と推計され、減収見込額11億円を上回る効果が生じると見込まれる。</p> <p>また、これらの設備が稼働することにより、年間で2.2億kWhの電力量を確保することができ、これは家庭に換算すると6.2万世帯で使用される電力量に相当し、地域経済の維持に欠かすことのできない電力を相当程度賄うことができる。</p>
前回要望時の達成目標	<p>平成22年度においては、京都議定書目標達成計画（平成20年3月全部改定）の新エネルギー導入目標である原油換算1,560万kLから1,910万kLを目指す。その上で、平成32（2020）年に2,455万kL導入することを目指す。</p> <p>また、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを目指す。</p> <p>太陽光発電設備については、導入量が平成32（2020）年に平成17（2005）年度比で20倍になることを目指し、平均で年20%程度の拡大を維持する。</p>
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>太陽光発電導入量（発電出力：kW）</p> <p>現状：平成20年度 214.4万kW 平成21年度 262.7万kW（前年度比22.5%増加）</p>
これまでの要望経緯	<p>平成21年度 創設</p> <p>平成22年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の対象事業に加え「地域新エネルギー等導入促進対策事業」の対象事業の追加を要望したが見直し年度に当たらないとして改正ならず。</p> <p>平成23年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を1年間延長の上、廃止（サンセット）。</p>